

山口県報

平成22年
7月27日
(火曜日)

目次

告示
保安林予定森林(森林整備課)……………
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)……………



山口県告示第二百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字大方二九二の一

長門市三隅上字本浴六六〇、七五一の三三三、二五二二、字出口三三六七

阿武郡阿武町大字宇生賀字豊田木四〇九の二、四〇九の三九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十二年七月二十七日から同年八月十六日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六地先公有水面

2 第二区

熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六から同大字天神町四八八〇の七に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線、14の地点と15の地点を結ぶ昭和四十六年十一月九日付け指令港湾第一〇九五号でしゅん功認可された埋立地

(以下「昭和四十六年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D・L・+三・二七メートル)及び1の地点と15の地点を結ぶ平成二十一年秋分の満潮位

(D・L・+三・〇六メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面

と上関漁港福浦A防波堤との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の16の地点から35の地点までを順次結んだ線、35の地点と36の地点を結ぶ満

潮位

潮位における公有水面と上関漁港西防波堤との境界線、36の地点と37の地点を結ぶ昭和三十九年十二月九日付け指令港湾第一一八二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・二七メートル)、37の地点と38の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び16の地点と38の地点を結ぶ昭和四十六年埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・二七メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点(北緯三三度五分〇分〇二・九六八秒東経一一三度〇五分三六・六三七秒)(以下「基準点」という。)から七八度四二分〇五秒一、二七〇・四八メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三三度五分三八秒五・九九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三二度五五分五〇秒一〇・九二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四二度五〇分〇九秒一〇・八二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から四五度四〇分二一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四五度〇五分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から四四度三一分四一秒二・五八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一七度四五分三六秒一・〇三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四四度〇五分四九秒二・六五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一四六度四五分〇八秒〇・八三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から四六度一分五七秒一四・九〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から四四度四六分三七秒二〇・一七メートルの地点
- 13の地点 12の地点から四四度四六分四九秒二一・七八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から四三度五八分三〇秒六・九六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二二三度一三一分二秒二二六・二五メートルの地点
- 16の地点 基準点から七五度三九分一四秒一、四二〇・八七メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一一五度一四分五六秒四・〇四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一二四度一七分四九秒三三・〇七メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一三四度四六分一二秒一一・四六メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一四二度五五分一秒一〇・二四メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一四九度〇七分五四秒二〇・四〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一四八度五二分五〇秒一・八三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一四六度二五分四六秒〇・九五メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一四九度三三分四二秒二・八八メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一三五度二〇分三三秒〇・七七メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

三五五・六五平方メートル

2 第二区

九七二・七二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字長島字新地三〇三の二、三〇三の四、三〇三の六から三〇三の八まで、三〇五の三、三〇五の五、三〇五の一、三〇五の二、三〇五の一五、三〇五の一七、三〇五の一八、三〇九、三〇九の二、三一一、三一一二、三一一三の一、三一一〇、三一一〇の一、四九〇六及び四九〇七、同大字字竜ケ口四四の一、同大字字天神町四八八〇の七、同大字字新地三〇九の二から三二〇までに沿接する道路並びに同大字字天神町四八八〇の七に沿接する堤地内並びに同大字字新地四九〇六に沿接する堤から同大字字天神町四八八〇の七に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から②の地点までを順次結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から七七度〇九分〇五秒一、二三四・〇九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から四四度三四分四六秒一六〇・四八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から六九度五九分三三秒四九・二六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一〇五度〇三分一五秒五九・九五メートルの地点

四 出願人

道 路 用 地	防 災 施 設 用 地	用 途	配 置	規 模
埋立地の第二区の北西側に配置	道路用地を除く全域に配置			約一、二五〇平方メートル 約八〇平方メートル

三 埋立地の用途

(三) 面積
二八、五八九・八八平方メートル

- ⑤の地点 ④の地点から一四三度四九分〇九秒二六九・六一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二一七度二分二一秒一三・八六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二七五度三七分二五秒五・三二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四六度〇二分〇三秒六・八三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三七度二分〇八秒一四・三二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一一五度一九分三四秒六・五八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一一三度二七分〇四秒四・五九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一一三度五五分五四秒七・二八メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一一二度一五分〇〇秒一三七・九六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一一三度四五分〇八秒三一・八八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一一八度三六分四二秒三六・五一メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一一三度三六分〇九秒二一・八八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一三〇度三四分五二秒二四・八一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一七七度四〇分四〇秒一四・八五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二六四度二五分一九秒一一・〇五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二五五度〇七分〇六秒五・四八メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から三三八度二分一五秒二二・一四メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三三四度一六分四八秒一四・八七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二二五度一四分一〇秒五七・三〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一四二度四三分五八秒二・六〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二二六度三八分一九秒二八・六六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一一六度三一分二四秒二・七八メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二〇七度〇七分三一秒一五・二四メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二九八度三八分二〇秒二二・二五メートルの地点

五

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地
上関町
上関町長 柏原 重海
出願の年月日
平成二十二年七月五日

平成二十二年七月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁